

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査対象

会計課、総務部用地管財課

2 対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和2年7月31日）

3 監査の実施期間

令和2年8月5日(水)～令和2年9月25日(金)（9/7ヒアリングを実施）

4 監査の目的及び方法

この監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象課より事前に監査資料の提出を求め、諸帳簿、証憑書類等を審査し、関係職員から説明を聴取して監査を実施した。なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

5 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（予算執行・収支・契約・出納保管・財産管理等）について
- (2) 市民サービスの向上と事務事業の取組みについて
- (3) 各課の事務内容と職務分担及び職員の勤務状況について

第2 監査対象の概要

（職員数は令和2年7月末現在）

1 会計課 【全体 職員5名（うち管理職2名）】

会計係 【職員3名】

収入・支出命令書の審査、指定金融機関、例月出納検査、公共料金事前明細通知サービス、現金及び有価証券の出納・保管、小切手の振出し、決算書の調整、燕市下水道事業会計の会計審査事務、燕・弥彦総合事務組合、三条・燕総合グラウンド施設事務組合等に関すること

2 用地管財課 【全体 職員11名（うち管理職3名）、再任用職員2名（うち管理職1名）、会計年度職員2名】

管財係 【職員3名、会計年度職員2名】

庁舎及び各課の主管に属さない建物等の維持管理・補修、普通財産の維持管理・賃貸（企業会計に属するものを除く）、市有財産の保険（企業会計に属するものを除く）、行政財産目的外使用、所管（共用）車両の運行管理、自家用電気工作物管理委託契約、浄化槽維持管理委託契約、備品・財産台帳、市有電話、複合機・通信機器等に関すること

契約管理係 【職員3名】

市発注工事等の入札・契約、燕市建設工事入札等審査委員会、建設工事・物品購入等に係る入札参加資格審査・認定、庁用物品等の購入・供給契約、公印の保管、市発注工事の設計の審査・検査・設計・測量及び調査の検査、工事に関する技術指導等に関すること

用地活用推進室 【職員 2 名、再任用職員 1 名】

産業用地の整備普通財産の売却または譲与（企業会計に属するものを除く）、公共用地の取得・物件補償、取得用地の管理、普通財産の寄附採納、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく公共用地の先行取得、都市計画事業代替地等の管理・処分、土地開発基金、登記業務、分譲宅地、地価公示等に関すること

第3 監査の結果

1 会計課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 昨年度よりも職員が一人減となったため、これまで一人で担当していた業務を複数人体制にし、特定の職員に業務が集中しないような組織づくりを進めている。それぞれの担当の仕事を相互に覚え、横の連携を密にすることで、時間外勤務を減らし有給休暇を取得しやすくするよう努めている。

イ 支出伝票の差し戻しは、時間と手間がかかり、業務の遅延に繋がる。定期的に掲示板に差し戻し事例を掲載して注意喚起を行い、特に件数の多い部署へは個別指導も行っているが、差し戻し件数の減少には至っていないのが現状である。

ウ 公金を取り扱っているという意識を常に持ち、情報収集をしながら会計事務に取り組んでいる。支出命令書の審査において、重要な誤り等を発見した場合は、担当者に直接指導を行い、不適切な会計処理の発生を未然に防止している。

エ 準公金の取扱いに関する規程等の整備については、令和3年4月1日の施行を目指して準備したいとしている。

(2) 意見

課内で担当業務を変更することにより、多様な業務の経験を通し、幅広い業務知識の習得により職員の職務能力の向上を図っていることは評価できる。

会計課業務の中で、所管課から提出される伝票審査の結果、内容不備による伝票差し戻しの事例が相当数発生し、円滑な会計事務の支障となっている。伝票不備の訂正、書類の追加等の依頼だけでなく、担当課内部における伝票の確認・審査方法の精度向上を図ってもらうための対策について検討していただきたい。

最後に「準公金の取扱いに関する規程」について、関係課と連携を図り計画的に準備し、来年度施行できるよう努められたい。

2 用地管財課

(1) 調書・聞き取りによる確認事項

ア 新型コロナウイルス対策として、庁舎及び出先機関の全ての執務室に飛沫防止パーテーションを設置した。

イ 昨年度と比較して職員が2名増員された。そのうちの1名は市発注工事に関して豊富な知識と経験を有している再任用職員で、完了検査や提出書類の審査及び、入札妨害事件の再発防止策の一つである、入札・契約制度の見直しに携わっている。

もう1名は、商工振興課との兼務であり、市の重要課題である産業用用地の確保に取り組むため、地元企業との交渉や調整にあたっている。

ウ 市長・副市長車の運転業務については、正職員と会計年度任用職員の2名体制で行っている。緊急時に即対応できることや、守秘義務を徹底できるというメリットがあり、タクシー会社等への委託は現時点では考えていない。

エ 公用車の削減と共用化を進めているところである。共用車は、予約状況によっては希望の時間帯に使用することができないため、各課から専用車を残してほしいという要望は多いが、年数の古い公用車から順次廃車し、廃車台数以内でリース車に切り替えると同時に共用化していきたいとしている。

オ 燕市建物系公共施設保有量適正化計画において前期中に個別計画を策定することとされている11施設のうち、5施設は既に策定済みである。残る6施設のうち3施設については、今年度策定に向けて調整中である。

カ 事業用地の取得は、全国的な損失補償基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準【用対連基準】」に基づいて行っている。評価対象不動産の鑑定を不動産鑑定士に依頼する際には、事業計画及び鑑定依頼の目的を明確に伝え、提出された鑑定評価書により買取価格を決定している。

(2) 意見

庁舎管理について、新型コロナウイルス対策費の支出が増加しているが、パーテーション等の用品の調達については、価格だけでなく耐用年数、保管や処分方法等を勘案し、慎重に調達されたい。

職員数については、令和2年度に契約管理担当1名、産業用地及び建物系公共施設保有量適正化計画の担当として1名と計2名が増員されている。人員増となった目的を認識し、期待される成果が出せるよう努めていただきたい。

建物系公共施設保有量適正化計画については、将来の人口減少時代に応じた公共施設の保有総量の適正化に向けた取り組み方針が示されている。本計画に基づき、現在5施設は完了し、本年度は4施設の個別施設計画を策定するとの説明がなされた。施設の老朽化に伴う維持管理費の削減を図るためにも、時代に即した公共施設の在り方について、所管課と連携を図りながら計画の推進に努められたい。